

# むつみ

第37号 平成4年8月10日



北白土地区（除塵機）

福島県土地改良団体職員連絡協議会

一〇、換地雑感 ..... (土 地 連) 上田 功

秩序ある土地利用を換地の活用で

大島 孫三郎 (土 地 連)

一、平成四年度新旧役員合同会議開催 ..... 事務局

四月二十六日(土地運会議室)

二、平成四年度第二回幹事会開催 ..... 事務局

七月一日(はやしや旅館)

三、平成四年度総会 ..... 事務局

七月一日(はやしや旅館)

四、会長挨拶 ..... 事務局

会長 佐原正秀

五、職員業務研修会 ..... 事務局

七月一日(環境問題と経済)

六、事業計画の提案を ..... 事務局

現地研修

七、私の日々雑感を短歌に ..... (駒形土地改良区)

家族の協力で育児と仕事

大堀洋子 (橋葉町土地改良区)

八、二十年勤続に思う事 ..... 事務局

家族に感謝して

大森ケイ子 (会津大川土地改良区)

九、農業用水を汚濁水から守るう ..... 事務局

新たな角度からの啓蒙を

金成裕喜

十一、土地改良区の資料から ..... 資料の活用を期待して

花良雄気 (土 地 連)

十二、ストレス解消にはカラオケが最適 ..... 音楽健康法

平成四年六月十日農水省発表

十三、土地改良区対策研究会第一次報告書抜粋 ..... 事務局

高森俊一 構造改善局整備課長補佐

十四、新政策の推進と土地改良区 ..... 事務局

北白土除塵機整備の概要

十五、高裁判決とその教訓 ..... 事務局

県宮ほ場整備事業実施中の事故

十六、「表紙」土地改良施設維持管理適正化事業 ..... 事務局

高森俊一 構造改善局整備課長補佐



## 平成四年度 新旧役員合同会議開催

平成三年度総会において選出され

た新役員の任期が本年四月一日より

平成六年三月三十一日のため会長、

副会長、代表監査員の選任を行う関

係から四月上旬に開催予定であった

が年度始めのため事務の都合により

四月二十八日(火)土地連会議室に

おいて角田事務局長司会のもとで進

められた。

最初に佐原会長より本日の役員会

開催の主旨並びに平成三年度の協議

会運営協力に対する挨拶の後、土地

連佐藤専務理事より業務運営に対し

謝礼が述べられ本年七月実施の参議

院議員通常選挙に立候補予定の土地

連顧問佐藤静雄氏の応援協力要請が

行われた。

次に議題に移り佐原会長が議長とな

り、

(1) 平成三年度事業執行状況につい

て

(2) 平成三年度収支決算報告につい

て

部監査員より当日の監査結果につ

副会長 松本充弘

副会長 鷺野谷弘之

(会津北部土地改良区)

副会長 佐原正秀

(鮫川村土地改良区)

(5) その他

(小高町土地改良区)  
児玉孝平  
(土 地 連)

最後に会長、副会長の挨拶の後閉

会した。

閉会後、角田事務局長の案内で会長、副会長が土地連佐藤専務理事に就任挨拶と協議会運営について協力の方をお願いした。

本年度の総会開催場所は順序からすれば浜通りとなるところからいわき市、相馬市のいずれかとすること

とし、総会場及び懇親会場を同一場所で開催可能な場所とし、開催日時も事務局に一任された。また総会時の研修についても講演及び現地研修が要望された。

続いて会長、副会長の選任について協議されたが佐原会長は前任者の

残任期間(一年)であり今夏行われる参議院議員の推せん母体である「新農村建設研究会」の副会長でもあり

留任の意見が出され選任された。副会長については各会員部毎に推せんがあり満場一致で次の通り選任された。

まず佐原会長の挨拶の後議長となり次の事項を協議した。

(1) 平成四年度補正予算案について

(2) 平成五年度事業計画案について

(3) 平成五年度収支予算案について

(4) 平成五年度会費、協賛金の額及び徴収方法について

また事業計画案について例年同

の計画でなく本協議会の目的である職員の身分と社会的地位向上のための活動を計画してはどうか等の意見が出された。協議会設立より十六年を経過すれば色々な意見もあると思

うが四百余名の会員は何を希望しているのか「むつみ」で毎回寄稿をお願いしていますので是非ご提案をお願いしたい。

## 平成四年度総会

本協議会の平成四年度総会は去る七月二日十三時三十分より相馬市岩の子はやしや旅館会議室において会員及び来賓が出席して開催された。

総会は角田事務局長（土地連指導課長）の司会で、始めに佐原会長が挨拶を行い、永年勤続表彰が行われ表彰状と記念品が贈られた。



総会



表彰式

本協議会より表彰されました方は次の通りです。

受賞者の皆様おめでとうございます。健康に留意されまして益々の御活躍を祈念いたします。今後とも本協議会の発展にお力添えを賜わりますようお願いいたします。

本日、ここに平成四年度通常総会を開催いたしましたところ、ご来賓の皆様にはご多忙中にもかかわらず、ご臨席くださいまして心から厚く御礼申し上げます。

また、会員の皆様には多数ご出席をいただき、盛会裡に開催できますことは本協議会はもとより、土地改良事業の推進のため誠にご同慶に堪えないところであります。

本日の総会におきましては、永年勤続職員として会津大川土地改良区金成裕喜さん外二十四名の方々を表彰できることは本協議会の最も喜んでいます。

次に、会員の研修について申し上げますと、総会時に外部講師による講演をお願いしており、平成三年度は土地連主催の「ふくしまの二十一世紀に向けて、快適な農村をめざして」をテーマに参議院議員岡部三郎先生はじめとする、東北農政局県関係者の講演会に参加した訳であります。外に、さきの大戦においてル

バング島より生還された小野田寛郎氏による特別講演がありました。

翌日は中央土地改良管理指導センター佐藤所長による土地改良区の運営と施設管理について、今後の方向等土地改良区対策研究会の第一回目の内容について報告がありました。

また、県外研修として埼玉県羽生後益々混住化が進行する中での土地改良施設の役割等、有意義な研修を実施することが出来ました。本年度も引き続き先進地研修を実施する計画でありますので、多数のご参加をお願いする次第であります。

ご承知のとおり、農業農村は今、内外の社会情勢の著しい変化の中にあって、土地改良事業は農業生産性の向上を図るために基盤を整備するばかりでなく、自然環境の保全や、農村の生活環境の改善を含めた健全な農村づくりのため、今後とも微力ながらお手伝いをしなければと考えております。



来賓祝辞

次に今日行われます参議院通常選挙における、土地改良団体の推進母体であります新農村建設研究会が、昨年十一月発足いたしましたことはすでにご案内のとおりであります。

本協議会も土地連顧問佐藤静雄氏を推せんして、関係団体と密接な連携のもと、氏の政治活動を支援してきましたところであり、残された選舉運動期間、会員皆様共々全力を結集して栄冠を勝ち取るため一層のご支援ご協力をお願いする次第であります。

本日の総会には、平成三年度決算報告案件をはじめ六件の議案を提出しております。慎重にご審議頂き、円満に議事が終了出来ますようお願いしてご挨拶といたします。

次に平成四年度補正予算、平成五年度事業計画、収支予算案並びに会費、協賛金の額及び徴収方法を提案する事務局の説明後質疑が行われたが、平成四年度補正予算案、平成五年度収支予算案について平成二年度まで毎年土地連よりの贅助金について減額存目のみを計上したことについて質疑があつたが会長、副会長はじめ役員において今後も土地連に対しても贅助方をお願いすることで了承された。なお、研修会後の質問の中で佐藤事務より前向きで検討する旨の発言がありましたことを付加えます。

以上の質疑の後原案どおり可決され松本副会長の閉会の挨拶があり総会の全日程を終了した。

次いで原町農地事務所竹本所長より来賓祝辞の後祝電が披露された。

福島県土地改良事業団体連合会顧問伊東正義が、改選に際して議長選出に移り相馬市土地改良区今野宗夫氏を選出し挨拶の後、一括議題として事務局の説明、鈴木代表監査員の監査結果報告後原案どおり承認された。

次に平成四年度補正予算、平成五年度事業計画、収支予算案並びに会費、協賛金の額及び徴収方法を提案する事務局の説明後質疑が行われたが、平成四年度補正予算案、平成五年度収支予算案について平成二年度まで毎年土地連よりの贅助金について減額存目のみを計上したことについて質疑があつたが会長、副会長はじめ役員において今後も土地連に対しても贅助方をお願いすることで了承された。なお、研修会後の質問の中で佐藤事務より前向きで検討する旨の発言がありましたことを付加えます。

以上の質疑の後原案どおり可決され松本副会長の閉会の挨拶があり総会の全日程を終了した。

### <永年勤続者>

#### ★10年勤続☆

所属団体名	氏名
東根堰土地改良区	佐藤正子
駒形土地改良区	大堀洋子
相馬市土地改良区	佐久間恵子
福島県土地改良事業団体連合会	西厚雄
"	高橋正一
"	三浦宏幸
以上 6 名	

#### ★20年勤続☆

所属団体名	氏名
安積疏水土地改良区	西勝一恵
棚倉町土地改良区	岡部ヨシ江
矢吹原土地改良区	酒井順子
"	柳沼重勝
"	箭内昇
西会津町土地改良区	秦好央

#### ★30年勤続☆

所属団体名	氏名
会津大川土地改良区	金成裕喜
磐城小川江筋土地改良区	中根久守
福島県土地改良事業団体連合会	上田功
"	斎藤幸雄
"	長島信日出
以上 5 名	
合計 25 名	

# 職員業務研修会

本協議会主催の研修会は七月一日、三日の二日間相馬市岩の子はやしや旅館会議室及び現地研修を総会に引き続き開催された。

第一日目は「環境問題と経済」と題して土地連佐藤芳久専務理事の講演をお願いしました。

特に最近話題になっております地球環境汚染の問題について去る六月十三日ブラジルにおいて国連環境開発会議が開催され環境保全と経済成長の維持は両立されなければならぬと強調されたことから有意義な研修を行うことが出来ました。研修内容は次の通り。

- I 環境問題の重大化とその様相
  - a  $\text{CO}_2$ の増加と気象異変
  - b フロンガスとオゾン層の破壊
  - c  $\text{SO}_x$ ,  $\text{NO}_x$ と酸性雨
  - d 動植物の種の絶滅
  - e モノカルチャ化と地力破壊、食糧危機
- II 日本の貿易と環境破壊
  - a 木材輸入による森林の破壊、その両面性
  - b 食糧輸入による農業の破壊、その両面性
  - c 亂輸入による自然破壊
  - d 一次産品貿易のもつ自然破壊
- III 日本の責任



佐藤専務理事講演



顧問 佐藤静雄氏



概況説明



現地研修

a 貿易規制  
b 国内の環境保全  
c 開発と環境回復の調和

次に土地連顧問の佐藤静雄氏が挨拶され今回の参議院福島選挙区より立候補を決意された経緯と政治信条を報告、参加者の力強い拍手のもと次の会場相馬郡新地町に向わたった。健闘を祈念したい。以上で第一日

ご健闘を祈念したい。以上で第一日を報告、参加者の力強い拍手のもと次の会場相馬郡新地町に向わたった。原町農地事務所竹本所長、中島次長、相馬北部用水改良事務所三瓶所長、伊藤次長、阿部係長、土地連佐藤専務理事出席のもと懇親会が開催された。浜通り幹事の小野事務局長(双葉町土地改良区)の音頭で乾杯の後懇談に入った。

相馬民謡保存会による歌と踊りを

同会するのは総会が唯一の催しとあって本年も多数の会員が参加され土地改良区の運営、事業の進捗、職場の話題等また事務局の司会によるカラオケも花盛りとなり美声が会場一杯に響き楽しい一夜を過ごすこと

が出来ました。都合により出席出来なかつた会員の方も是非次の機会に参加されることをお願いしたい。

第二日目は九時よりはやしや旅館会議室において相馬北部用水改良事務所伊藤次長、阿部係長より県宮ほ

場整備事業相馬中部地区の工事概要の説明と事業推進の中での換地の取組みなど問題点が提起された。続い

て現地研修に移り質疑応答の後二日間の研修を終り解散した。

## 県営ほ場整備事業 相馬中部地区地区概要 (平成二年完了)

### 一、地区概要

地域  
福島県相馬市南飯淵地内  
受益面積 五三・一ha

受益戸数 一三二戸  
(○・五ha)

中核的担い手農家等  
現況一四戸 (○・五ha)  
(○・七ha)

実績二九戸 (一・〇ha)  
( ) は平均経営面積

事業年度 昭和六十二年度(平成二年度)  
平成二年度

### 三、計画概要

総事業費 三五三、〇〇〇千円  
事業内容 区画整理 A=五三・一ha  
暗渠排水 A=四〇・三ha  
客土 A=二一・〇ha  
地区内の耕地の形状は一〇aに

種 目	全 体	
	事 业 量	事 业 费
純 工 事 費	309,150,000	
区 画 整 理	53.1ha	253,389,000
暗 渠 排 水	40.3ha	36,000,000
客 土	21.0ha	19,761,000
測 量 及 び 試 験 費	一式	3,732,000
用 地 費 及 び 補 償 費	一式	5,789,000
換 地 費	一式	26,660,000
工 事 雜 費		7,669,000
計		353,000,000

### 二、事業費

整備されているものの耕地の分散が多いうえ、農道が狭小であり、水路は用排水兼用であり、農業生産基盤としてのほ場条件は極めて低い状況での農業経営が行われている。

本事業計画により区画整理は勿論、用排水路網、道路網等を整備し、耕地の集団化と利用増進を図り、大型農業機械の導入による労力の節減、近代的農業経営の合理化を進め農業構造の改善と地域農業の育成を図るものである。

本事業計画により区画整理は勿論、用排水路網、道路網等を整備し、耕地の集団化と利用増進を図り、大型農業機械の導入による労力の節減、近代的農業経営の合理化を進め農業構造の改善と地域農業の育成を図るものである。

### 四、工事計画

本地区の基本耕区は、一二〇ha×五〇haの六〇ha区画を基本とし、田寄せ、畑寄せをし、耕地の集落別集団化、地目別集団化を行う。

用排水路はそれぞれ分離し、県営かんがい排水事業との整合をはかり、系統的に整備するとともに全線舗装を計画し、農地の保全、水路の維持管理を節減を図るものとする。農道計画は、市道を中心とした道路網の整備を図るとともに、地下水の高い耕地には暗渠排水及び客土を計画し、汎用耕地の造成を行い農村環境の改善に資するも

(1) 区画の形状

長辺	短辺	区画面積	割合	田差
120m	× 50m	60 a	89%	1.0m未満
		40 a	11%	"

### 五、営農計画

経営方式 水稲+畑作物

経営組織及び作業体系 大型機械を基幹とし、対象面積四〇haを一集団とした営農集団を構成。

# 事業計画の提案を

本協議会も昭和五十二年二月発足、会員のご協力のもと十六年を経過、常に会員四二〇余名全員を対象とする事業を心掛け機關紙「むつみ」の充実に努めているところであり、永年勤続職員の表彰もその一つとして執行してきたが一部に事業計画の転機ではないかとの意見もあり会員各位の具体的な提案が望まれる。一部の会員を対象とするのであれば可能かも知れないが、仮に一日コースの研修を有識者による講演を会員三分の一と最も多い土地連を会場とした場合何名が出席可能か、総会及び当日の研修にしても一二〇名程度の出席、県外研修においては五〇名以下の充実を図ることが最も適していると思うが……。

土地改良区職員の後継者育成、事務局長会議の開催等各種意見もあるようだが本協議会の事業ではなく、上部団体としての土地連が行うべきものと考えられるので各支部を通じ翌年度の事業計画として要望されることを望みたい。

こうして色々と模索してもよいアイディアも浮かばない、そこで聰明な会員各位のご提案をお願いしたい。  
※提案は具体的に原稿用紙等でお願いします。

## ・規約抜粋

### (目的)

### 第一章 総 則

第1条 この会は、会員が誠実と愛情を基本として提携融和し、土地改良事業の発展に寄与することが職員の身分と社会的地位の向上を図る最も適切なる方途であることを確認し、その実現に必要な活動及び事業を行うことを目的とする。

### (事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。  
(1) 会員相互の親睦と福祉の向上に関する事項。  
(2) 土地改良事業に関する調査研究並びに情報活動に関する事項。  
(3) 会員相互の経済的地位の向上に関する事項。

# 私の日々雑感を短歌に

(4) 土地改良事業の進展に必要な協力に関すること。

(5) その他目的達成のため必要なこと。

駒形土地改良区 大堀洋子

昭和五〇年二男、三男（二卵性双生児）が保育所に入り、たまたま、三男と若松へ行くバスに乗りましたら、当時の理事長さんが乗っていました。会津若松駅で声をかけられ「土地改良区の仕事を手伝ってくれないか」「まだ幼い子がおりますので」と私の答えに自宅においてになり、家族の協力をとって下さいました。

それから土地改良区の仕事をさせていただいております。一人も成人し二男はJA塩川町、三男は都会へとそれぞれの道を歩んでおります。事務所には、時折野良着姿で訪れる組合員の方や、いろんな職の方がおい出になり、時には談笑し、楽しんで勤めさせていただいております。

また、今はせみの合唱、おにやんまが飛び込んできたりもする事務所で、素朴に過ごしております。

下手ですが私の日々雑感趣味の短歌です。こちらへおいで際にはどうぞ立寄り下さい。

夕暮れの海美しく一首をと  
ベン持ちたれど言葉に出でず

若きらとボール追いつつ汗ばみし  
真夏の夜風気持ち良く受く

減反の確認終て日焼けせし  
夫汗拭きつためいきをつく

霧晴れし雄國の木道歩みつつ  
子は楽しげに畦に語らう

異国人の人と沼の美を見る  
草刈り機止めてアイスを食む夫と

夕暮れの海美しく一首をと  
ベン持ちたれど言葉に出でず

若きらとボール追いつつ汗ばみし  
真夏の夜風気持ち良く受く

減反の確認終て日焼けせし  
夫汗拭きつためいきをつく

豪雨後に播きたるソバの芽の伸びを  
指で計りて夫の喜ぶ

味だ、と思えば腹も立たないよ」と勵まされ、またやる気を起こしたこともあります。

「土地改良区の仕事は一つの役場を小さくした様なもの」と教えられましたが、お金を集め、図面や設計書を見、会議開催もあって、本当に話のとおりで、何でも経験し知つておかないと事務を円滑に進めることができない、とつくづく思ったものでした。

下手ですが私の日々雑感趣味の短歌です。

# 農業用水を汚濁水から守ろう

会津大川土地改良区 金成裕喜

車窓をよぎる山川町村、何気なく眺める一連のそうした風光の中にも、私達の祖先が、何代も何代もの昔から、喜びにつけ悲しみにつけ語り継いでいる。

いただき、良き先輩や同僚に恵まれて今日まで勤められたと、今二十年のさまざまな出来事を思い返していく中で関係者のみなさんから懇切丁寧に土地改良区のイ、ロハから教えていました。

私が勤める柏葉町土地改良区は、昭和四十三年に土地改良事業に着手し、主には場整備事業ですが、九十五パーセント位の出来高で現在に至っています。

私は事業着工三年目の昭和四十五年に勤め始めました。右も左もわからぬ組合員の方等に叱られることがあります。こんな時「これも給料の中

とが、改めて気づく、祖先から継承され、生命の根源であるこの水を、現代の私達は心を込めて使用しているのだろうか。

三十アールの美田が整然と並び、磐盤の目のような道路が縦横に走り、灌漑用水路も舗装され、清流がそこあり、生活の条件も一変した環境が形成されたが、本土地改良区の管

内でも、都市化の進展等の波がおよせ、生活環境等の好転等により、代に継承された貴重な財産であるこ



すげ結ぶ 我の仕草を子はまねて  
笑いながらも共に作業す

都會へと行く子を送り 雨の街  
傘さす夫に黙して歩む

湯上りに フト外へ出て 星を見る  
子の住む都 東の方を

二人の子 上京したり 米を研ぐ

量の少なし涙こみあぐ

花しょうぶ 一輪咲きし 庭先に

子への便りに書き添えて出す

勤務終え化粧をしたまま 野良着に変え

補植をせんと 急ぐ土曜日

以上

柏葉町土地改良区

大森ケイ子

秋晴れに行楽情報のラジオ聴き

夫と手刈りで減反のソバ刈る

コンバイン乗りて手の振る人あり

私もオーバーに手振り答える

帰省の子 今採り野菜と朝食に

大根葉ゆで食べさしやりぬ

花を買い 野菜の苗買ひ おかげ買い

わがストレスの一時解消

若き日の浴衣の端切れを結びやる

トマトの支柱 はなやかに見ゆ

すげ結ぶ 我の仕草を子はまねて  
笑いながらも共に作業す

都會へと行く子を送り 雨の街  
傘さす夫に黙して歩む

湯上りに フト外へ出て 星を見る  
子の住む都 東の方を

二人の子 上京したり 米を研ぐ

量の少なし涙こみあぐ

花しょうぶ 一輪咲きし 庭先に

子への便りに書き添えて出す

勤務終え化粧をしたまま 野良着に変え

補植をせんと 急ぐ土曜日

昭和四十三年に土地改良事業に着手し、主には場整備事業ですが、九十五

パーセント位の出来高で現在に至っています。

私は事業着工三年目の昭和四十五年に勤め始めました。右も左もわからぬ組合員の方等に叱られることがあります。こんな時「これも給料の中

ります。こんな時「これも給料の中

例にたがわざ農業用水が地区水系に  
よっては汚染されつてある。管理下  
にある農業用排水路にも多目的使  
用が年々多くなり、その処理に苦慮  
することが目の前となってきている。  
下水道等の普及していない当地区で  
は、生活雑排水等が即農業用排水  
路に放流されることによって及ぼす  
影響は年を追う毎により多くなって  
いくことは疑う予知はない。また、  
心ない一部の人達が投入するゴミや  
汚濁物等のために、新設された土地  
改良施設が、これらの投入物のため

施設がすり泣いている。この農業  
用水を通す施設管理にも、用水の管  
理にも、管内組合員の負担行為があ  
てこそ維持させてきた貴重な財産  
であることのこの認識を新たにし、  
合併処理浄化槽・農業集落排水事業  
等の推進、関係行政面の協力を更に  
あおぎ、先人から現代の私達に継承  
されてきた命の水を汚濁水から保護  
するために、従来以上の啓蒙運動を  
新たな角度から展開して参りたい。

管理自体が容易でなくなり、立派な  
施設がすり泣いている。この農業  
用水を通す施設管理にも、用水の管  
理にも、管内組合員の負担行為があ  
てこそ維持させてきた貴重な財産  
であることのこの認識を新たにし、  
合併処理浄化槽・農業集落排水事業  
等の推進、関係行政面の協力を更に  
あおぎ、先人から現代の私達に継承  
されてきた命の水を汚濁水から保護  
するために、従来以上の啓蒙運動を  
新たな角度から展開して参りたい。

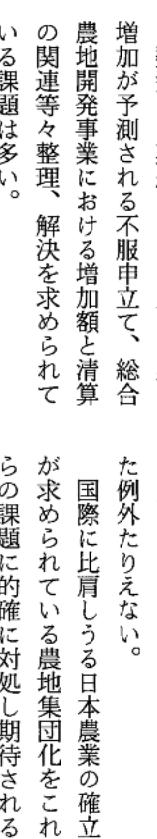
次に農地流動化に対応する換地手  
法の確立の問題である。「換地の世  
界」では意識されることが極めて少  
ない。これは事業参加者が有益費の  
取扱い等に対し不安感があること、  
換地は円滑に登記行為を結了させられ  
ばよしとする風潮がまだ残っている  
こと等が考えられる。

若干換地業務推進にあたっての課  
題を率直に吐露したが、これ以外に  
も数多くの難題がある。兎く、益々  
増加が予測される不服申立て、総合  
農地開発事業における増加額と清算  
の関連等々整理、解決を求められて  
いる課題は多い。

さて、農業、農村における秩序あ  
る土地利用を形成するため、平成三  
年より国の政策に「農業基盤整備  
事業」が「農業、農村整備事業」に  
変更された。「農業集落整備法」が  
設定され、農振白地地域を中心と  
して、農業、農村における秩序ある工  
域利用協定の締結等により、農  
村集落地域における秩序ある工域利  
用を推進する目的で、この中で換地、  
交換分合の手法の活用が重要なポイ  
ントになると思われる。昭和四十七  
年の土地改良法改正によって非農用地区  
地閑地改良事業の実施が可能と  
なる、本県においても、毎年採択さ  
れる地区の約五割近くが非農用地区  
の設定を伴う事業である。これら  
のことから換地技術者も農村地域に  
おける土地利用計画についての確固  
な視点をもって事業計画策定時点  
から、積極的に取り組む必要がある  
と考える昨今である。

日本経済は着実に国際協調の時代  
に入ったといわれている。農業もま  
た例外たりえない。

国際に比肩しうる日本農業の確立  
が求められている農地集団化をこれ  
らの課題に的確に対処し期待され  
る。日本農業の確立が求められる。最後に会員の  
意向で「創ろう水と緑の住みよい  
農村」を合い言葉に土地改良事業の  
推進をめざして頑張りたいと思いま  
す。



## 土地改良事業団体連合会 上田 功

# 土地改良区の資料から

土地連 大島 孫三郎

土地改良区は土地改良法により公

法人として設立が認められているが  
その運営がどのように行われているか  
か平成元・二年度の決算を含めた運

営状況を照会した結果を参考に次の  
ことが考えられる。

○土地改良区から要望のあった員外  
役員の増員について、今回の土地  
改良法の改正により実現されたわ  
けで有識者の役員就任を期待した  
い。

○経常賦課金は、土地改良区の正常  
な運営が行われるための最低必要  
限度賦課をされるべきであり、そ  
のことが土地改良区の存在価値を  
保証する。

○経常賦課金は、土地改良区の正常  
な運営が行われるための最低必要  
限度賦課をされるべきであり、そ  
のことが土地改良区の存在価値を  
保証する。

○組合員に認識させる広報活動を除  
き唯一の機会である。現実には水  
利を中心としている土地改良区は  
その存在を充分理解されているが  
ほ場整備等土地改良事業費負担金  
の負担団体としての土地改良区に  
対策についてより一層考慮される

べきである。  
など最善の努力により土地改良区の  
適正な執行を望みたい。  
次票は昨年度各農地事務所、土地  
改良区あて報告した土地改良区資料  
を集計、コメントを加えたもので参  
考として充分活用されることを期待  
したいものである。

土地改良区は土地改良法により公  
法人として設立が認められているが  
その運営がどのように行われているか  
か平成元・二年度の決算を含めた運

営状況を照会した結果を参考に次の  
ことが考えられる。

○土地改良区から要望のあった員外  
役員の増員について、今回の土地  
改良法の改正により実現されたわ  
けで有識者の役員就任を期待した  
い。

○経常賦課金は、土地改良区の正常  
な運営が行われるための最低必要  
限度賦課をされるべきであり、そ  
のことが土地改良区の存在価値を  
保証する。

○組合員に認識させる広報活動を除  
き唯一の機会である。現実には水  
利を中心としている土地改良区は  
その存在を充分理解しているが  
ほ場整備等土地改良事業費負担金  
の負担団体としての土地改良区に  
対策についてより一層考慮される

\*県内の組合員1人当りの平均面積は0.965haであり、福島、田島、いわき農地管内を除き概ね同様である。

理事、監事の員外役員については、今回の土地改良法改正に伴い積極的な活用を図られるべきであると思料される。

○職員

事務所別 職員数 (兼務を含む)	福島	郡山	白河	会津若松	田島	原町	いわき	計	
	0名	1名	2名	3名	4~5名	6~8名	9~10名	11~15名	16名以上
0名	0	2	-	9	1	2	1	15	
1名	3	13	1	2	-	3	5	27	
2名	3	5	4	6	2	4	4	28	
3名	4	5	7	11	1	2	3	33	
4~5名	3	3	3	6	-	3	2	20	
6~8名	2	1	2	3	1	3	-	12	
9~10名	2	1	-	2	-	1	-	6	
11~15名	-	-	-	1	-	-	-	1	
16名以上	-	-	-	-	-	-	-	1	
計	17	31	17	40	5	18	15	143	
職員数(兼務)	69(38)	94(28)	54(11)	124(12)	13(6)	60(12)	30(2)	444(109)	
1 土改区当り職員数	4(2.2)	3(0.9)	3.1(0.6)	3.1(0.3)	2.6(1.2)	3.3(0.7)	2(0.1)	31(0.8)	

\*職員については、10%の土地改良区が0名であり市町村職員が兼務している土地改良区を含めると20%が独自の職員が配置されていないことになる。

特に福島管内では、職員数の55%が兼務職員であり、会津若松、いわき管内の兼務職員は10%以下となっている。



音楽を聞くのはストレッサー発散に効果的ですが、もう一步積極的方法に歌うことがあります。歌うというのは自発的な行為ですから、ストレス解消により一層効果を高めるのです。お風呂に入りながら歌を歌った経験は誰にでもあるでしょう。そのとき、風呂に入つてすぐ歌い出す人はあまりいないはずです。たいがい、湯舟につかって体が暖まってから歌のひとつも出てくるのです。なぜなら、体が暖められて血行がよくなり、神経が弛緩することで、心身が休まり歌う元気が出てくるからです。歌うのは発散ですから歌が出てくるのは回復に向った証拠といえるでしょう。

歌うことは心理的なストレス発散であると同時に、肉体的にも健増進に役立っているのです。声を出すことは呼吸をすることですから、歌うことで呼吸がスムーズに多くでき、意識しないで深呼吸していることになるわけです。

歌を歌うとお腹がすきます。それだけ運動量も大きいのです。心身とも健康にしてくれるのが歌です。お風呂場、カラオケ、それに家族、友人同士、大いに歌うことにしてはいい

なづけるブームです。もっとも、それだけ現代人のストレスが大きいということが多いのです。

花良故

ストレス解消にはカラオケが最適

### ○経常賦課金

事務所別 賦課金	福島	郡山	白河	会津若松	田島	原町	いわき	計
0円～500円未満	7	12	3	8	4	4	1	39
500円以上 ～1,000円未満	1	9	—	11	—	8	2	31
1,000円以上 ～1,500円未満	4	4	4	7	1	5	3	28
1,500円以上 ～2,000円未満	—	2	6	2	—	—	5	15
2,000円以上 ～3,000円未満	4	1	1	6	—	1	3	16
3,000円以上 ～4,000円未満	1	2	1	4	—	—	1	9
4,000円以上 ～5,000円未満	—	—	2	1	—	—	—	3
5,000円以上 ～6,000円未満	—	1	—	1	—	—	—	2
6,000円以上	—	—	—	—	—	—	—	—
計	17	31	17	40	5	18	15	143
(円) 10a当り最高賦課金	3,400	5,000	4,000	5,029	1,000	2,638	3,666	平均 3,533
(円) 10a最低賦課金	0	0	300	0	150	150	50	平均 93

※市町村一円を区域とする土地改良区において、経常賦課金を全然徴収していないところが見受けられるが運営の要である経常賦課金については、組合員の意識向上からも検討すべきと思料される。  
10アール当たり1,500円未満の賦課金が全体の60%であり、土地改良区の運営に必要最低限度の賦課金の徴収は今後も心がけるべきである。

### ○運営費助成

事務所別 財政援助	福島	郡山	白河	会津若松	田島	原町	いわき	計
0円	4	14	6	16	2	4	15	61
300円未満	—	4	—	1	—	—	—	5
千円 千円 300以上 500未満	—	2	—	4	1	1	—	8
千円 千円 5,000 ~1,000	1	1	1	2	—	1	—	6
千円 千円 1,000 ~2,000	4	6	2	5	—	2	—	19
千円 千円 2,000 ~3,000	1	1	1	6	—	1	—	10
千円 千円 3,000 ~4,000	2	—	4	4	1	4	—	15
千円 千円 4,000 ~5,000	—	1	1	—	—	1	—	3
5,000千円以上	5	2	2	2	1	4	—	16
計	17	31	17	40	5	18	15	143
助成費総額	72,355	31,056	38,351	54,716	15,216	91,272	0	302,969
1 土改区当り総額	4,256	1,002	2,256	1,368	3,043	5,071	0	2,119

※職員の給与分として、一部又は相当部分を助成されているところが見受けられる反面、公庫償還金、維持管理費の助成を運営費として計上されているところもあり、現実には土地改良区の運営経費にどの程度助成されているかは不明である。

## 新政策の推進と土地改良区

### 1 土地改良区の新たな位置づけ

ア わが国の農業は、水・土・山林などの資源を適切に管理し利用することによってはじめて継続的生産の持続が可能となり、それらに依存するものとして発展してきたのであり、その利用管理に当たっては厳しい規範とシステムが作りあげられてきた。土地改良区は、この様な地域資源管理システムの歴史を背景として生まれたと云うことが出来る。

イ このように、これまで農村の地域資源管理の大きな一翼を担ってきた土地改良区は、新政策が目指す新しい農業の展開と活力ある村づくりを進めるためには積極的な対応が求められることになる。そのためには、土地改良区は組織の活性化、財政基盤の強化など自助努力を必要とし、また、行政はこれを支援するための新しい制度の整備などが求められる。

ウ このためには、事業実施面においては、農家の投資意欲に格差が生じるなかで、土地改良事業を円滑に進めるための実施手続きの見直し及び受益者負担の軽減等について改善が必要である。

また、組織強化においては、さきに土地改良区対策研究会第一次報告で提言されたように①統合整備の推進、②業務執行体制の強化、③市町村との協力体制の強化等を強力に進めることが肝要である。

さらに、地域資源の管理にあっては、各種の関係組織・機関の強力の下に土地改良区の役割の明確化と公共的観点に立った新たな業務執行体制が求められる。

特に、条件不利地域においては地域資源の管理について先導的役割を担うことができるような体制整備が必要となる。

エ この新しい土地改良区の行う水資源の管理及び土地利用の調整は、新しい農業、農村の展開を進めるうえで重要な役割を果たすであろう。

特に、水管理については、新しい農業の展開にともなって予測される配水組織の高度化・システム化の要求、管理範囲の拡大などの動きに適切に対処できるであろう。

また、土地利用については、市町村との緊密な連携の下に、新しい「農業経営体」への農地の利用集積と環境及び都市的施設の整備などにも配慮した総合的な土地利用秩序の形成に大きく貢献できるであろう。

### 2 新しい土地改良区の活動とそのための支援

#### (1) 新しい土地利用秩序の形成と土地利用調整

ア 農村の地域社会を維持・発展させながら、企業経営として成り立つ農業が展開されるためには、農地を中心とした新しい土地利用秩序の形成が、最も重要な問題となる。

イ 農村地域の新しい土地利用秩序の形成には、その地域の総合的な土地利用計画の策定とそれに基づいた新しい土地利用形態に移行させることが必要になるが、土地所有者である農家の意向は、様々な意向が予想される。またそれには面積と時系列の二つの要素が組み合わされている。

このような複雑な農家の意向を尊重しつつ、新しい土地利用形態に移行させることは極めて難しい大事業であるが、新しい「農業経営体」への移行には利用権の集積は基本的な要件であり、また、都市的施設等の用地の創出などの土地利用調整も必要となる。

ウ このためには、ほ場の大区画化を進めるとともに、標準区画の整備が完了している場合でも大区画化を目的とした補完的で簡易なほ場整備事業を実施し、農地の流動化等を組み合わせた土地利用

## 土地改良区対策研究会第一次報告書抜粋

### 土地改良区の業務執行体制の強化

#### 1 業務執行体制の現状と問題

(1) 農村社会の混住化や農業者の意識変化が進む中で、土地改良事業を円滑に実施し、土地改良区を適正に運営していくためには、土地改良区の有能な職員の確保が一層重要となっているところである。しかしながら、農産物価格の低迷に伴う農業所得の伸び悩みの中で、賦課金の値上げを行える状況はない土地改良区が多い。

このため、専任職員の給与は他の農業団体と比較しても低水準のままであり、更に専任職員の不補充等により、次第に職員が高齢化するという現状にある。

(2) このような中で、土地改良区の業務執行体制をめぐって、次のような問題が生じている。

- ① 職員の減少による事務処理能力の低下
- ② 給与水準の低迷による職員の勤労意欲の低下
- ③ 施設の大規模化、高度化に対して、管理技術者確保の困難化

#### 2 業務執行体制強化の検討方向

(1) 土地改良区の運営については、基本的には農民による自主的運営が建前とされており、法律上も土地改良区が必要な技術者を確保し、また、業務執行、会計経理を適正に行い得ることが土地改良区設立の基礎的要件とされていることから、その職員配置に要する経費については、国費の直接的な助成を行うことは難しいと考える。

(2) しかしながら、土地改良区の運営を支えているのは、土地改良区の職員であり、職員の待遇の改善と資質の向上を図ることは、土地改良区の適正な運営を図る上から極めて重要であり、今後は次の方針で土地改良区の業務執行体制の強化対策を検討すべきである。

ア 土地改良区自体における経費の見直しと職員の待遇の改善

イ 山村等においては、職員を置く土地改良区が少ないとことから、置いても賦課金徴収のための事務系職員であること等から、土地改良区が単独で職員を抱えるのではなく、他の農業団体あるいは、市町村等の協力を得て人材を確保する方策の検討

ウ 工事の実施のために必要な技術職員については、事業実施期間に集中的に必要とされる性格のものであることから、その期間における土地連の職員の活用や市町村職員の応援の依頼

エ 換地の実施において必要な技術職員については、換地処分が終了するまでの一定期間において必要とされる性格のものであること、その職務が特殊・高度な能力を要することから、役職員の換地技術能力の向上を図るとともに、土地連の換地技術者の積極的な活用

オ 現に在職する土地改良区職員に対しては、研修の実施等土地連の援助機能等を活用することにより、土地改良区職員の資質の向上を図るために対策等の一層の推進

カ 最近における土地改良施設の大規模化、高度化に伴った高度な管理能力を有する技術者を個別の土地改良区で確保することに困難となってきており、土地連がその技術援助機能を充実して土地改良区に行う施設管理業務を補完する方策の検討

キ 農村地域の都市化の進展等や農業情勢の急激な変化の中で、土地改良区がその管理する土地改良施設の都市サイドとの利用調整及び地域農業の動向に適確に対応し得るよう土地連による指導の強化を図るためその職員研修の充実

# F高裁判決とその教訓

## ～県営ほ場整備事業実施中の事故～

農林水産省構造改善局整備課長補佐 高 森 傑 一

### 1. はじめに

県営ほ場整備事業実施中に発生した2姉妹排水路転落事故死に係る損害賠償請求事件に対し、平成3年11月28日F高裁の判決が出され、同年12月12日に被告国、県、土地改良区が敗訴で確定した。

この裁判は、土地改良の補助事業実施中における第三者に対する事業主体等の危険防止、安全対策の責任が問われたもので、事業主体が事業の実施に伴い造成する用排水路、ため池等の「公の营造物の設置及び管理」に瑕疵があった場合、当の事業主体は当然のこととして、この事業の費用の一部を負担した国や土地改良区にも損害賠償の責任があるとされたことに大きな特徴があり、前例の極めて少ない、めずらしい判例となった。

土地改良事業の実施にあたり、十分な危険防止や安全対策を講じることは当然のことではあるが、同種の事故の再発防止の観点から、裁判を通じて明らかとなつたいくつかの問題点を整理し、今後の安全対策等の参考になればと思う。

### 2. 事件のあらまし

昭和59年3月27日、当時10歳と6歳の姉妹がS県K郡C町の県営ほ場整備事業実施地区内の排水路＝新設クリークに転落し、共に溺死するという痛ましい事故が発生した。

当地区は、国営C農業水利事業を基幹事業とした県営ほ場整備事業S東部地区として昭和49年度に採択され、事故発生当時進捗率34.1%の事業実施中の事故で、事故現場は58年度工事として実施していたC工区第20号工事（工期58. 9. 5～59. 3. 10）の農道下の水路側小段（幅員0.8メートル）附近である。

姉妹は、この小段上で遊んでいるうち、年度工事完了直後の不安定な法面土質の傾斜を滑り落ち、通水開始後の水深1.5メートルの流れに転落したものであった。

また、事故現場は、住宅密集地から約600メートルの地点にあり、周辺は農業用地で商店、公共施設はないが、昭和50年前後に入居がはじまったG団地（サラリーマン用、全15戸）から70メートルの距離に位置するため、現場附近に迂回路看板等を設置したほか、姉妹の住む同団地から現場に通ずる農道上の橋にバリケードを設置していたが、クリーク内への立入り及び水面への転落を防ぐ防護柵等の設備は設置していなかった。

### 3. 当事者の主張と裁判所の判断

(1) 事故発生から約1年3ヶ月後の昭和60年6月になって、死亡した2姉妹の両親が国、S県、C町及びC町土地改良区を相手に、事故の損害賠償を求めてS地裁に訴えを提起した。なお、県営ほ場整備事業の事業費負担割合は、国45%、県30%、土地改良区25%（町が半額補助）で、S地域における原告側及び被害側のそれぞれの主張は概ね次のようなものであった。

調整を行う新しいほ場整備事業制度も必要となるであろう。

エ なおまた、換地による利用権等の面的集積や非農用地換地には、解決されなければならない問題がいくつもある。

これらの問題については、全国連合会が中心となって検討を進めているが、対応の強化・充実が必要となる。また、全国連合会・地方連合会としては、土地改良区に対し一層きめ細かな指導が求められる。

#### (2) 農業水利施設の管理への対応

ア 新農政の展開により、水利用・水管理にどのような変化・影響が出るか、先進地域にその一つの方向を見ることができる。

これらの地域では、これまで水需給の調整機能を担ってきた集落水利組織は、農業・農村構造の変化の中で、水路のパイプライン化と大規模受託経営者によるほ場レベルの新たな水管主体の形成および土地改良区の直轄管理の拡大など、いまや再編成に向けてゆっくりしかし確実に動き始めている。

イ この大規模受託経営の事例が示すように、大規模経営の展開は配水施設の高度化・システム化を要求し、土地改良区の直轄管理の拡大を求める事になるであろう。農業水利の管理組織の再編成の動きを、新しい大規模経営の展開を積極的に支援する立場から受け止め、組織や制度面で前向きに検討・準備し、対応することが必要である。

ウ 土地改良区は、地域の水利の実態を熟知しており、用排水施設の管理について、新しい事態・新しい農業の展開に対する十分な経験と技術を持っており、また対応する責任がある組織であり、土地改良区に代わり得る組織はない。しかし管理範囲の拡大、管理施設の高度化は経費増を伴う。財政問題は土地改良区の抱える重要な問題点の一つである。

エ 土地改良区は、新しい事態に対応するために、地域の実態に応じて、市町村単位あるいは水系単位での合併などによる管理コスト低減の真剣な取り組みが必要であると同時に、国・県・市町村による土地改良区に対する財政支援措置が必要である。農業水利施設には、公共的側面と私的側面があり、公共的部分の管理についての地方公共団体の位置づけが明確にされなければならない。

また、農業水利施設の管理に対する財政支援措置は、農業を存続させ農村地域社会を維持していくための必要な社会的コストと考えることもできる。

オ 土地改良区の技術職員の老齢化や技術力の低下も予想されるが、水利施設の管理特に大規模施設の管理は、その性格上、一時の中断も許されないものであり、一定の水準で常に継続されなければならない。

各県に、地方連合会を中心とした管理指導・支援システムを組織し、いかなる事態にも対応できる体制なども検討すべきである。



(4) 控訴審判決のあと、更に上告して争うか否かという議論もなくはなかったが、

- ① 事故現場が生活圏の外であることを主張し、国賠法2条1項の公の营造物の設置・管理に瑕疵がなかったことを争ったが、これ以上の争点が見当らないこと、
  - ② 国が国賠法3条1項の「費用負担者」に該当することについては、判例、学説から、これ以上の判断を求め得べきは困難との判断（法務局等）があったこと、
  - ③ 事故から長年月を経ており、これ以上争うことには問題が多いこと、などの理由により国等3者はそれぞれ上告しないこととした。
- これにより、県営は場整備事業S東部地区の事業費について費用負担している国及び土地改良区についても、事業主体である県と共に損害の賠償責任があることが確定した。

#### 4. 費用負担者としての責任

(1) 先にも述べたように、今回の不幸な事故は、県営は場整備事業として、国が事業費の45%を補助し、土地改良区が受益者負担として25%（町が半額補助）を負担している継続実施地区で発生したものであつた。

すなわち、国に対するS地裁の判決理由から引用すれば、「被告国の本件事業に対する補助は土地改良法126条及び地方財政法10条の2第6号に基づくものであることが認められ、右補助は法律上補助が義務付けられている地方財政法16条所定の「補助金の交付」ではなく、法律上負担が義務付けられている同法17条所定の「負担金の支出」に該当すると解されるので、被告国は、安全設備の設置を含む本件クリークの設置に関し、国賠法3条1項所定の「費用を負担するもの」に該当するというべきである。」と判示され、県営事業に補助金を支出した国にも損害を賠償する責任があるとされたものであった。

(2) 国賠法3条1項は、「国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、公の营造物の設置若しくは管理に當る者と公の营造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまたその損害を賠償する責に任ずる。」としているが、国立公園事業に係る昭和50年11月28日の最高裁判決の判例によると「費用を負担する者」には、「当該营造物の設置費用につき法律上負担義務を負う者のほか、この者と同等若しくはこれに近い設置費用を負担し、実質的にはこの者と当該营造物による事業を共同して執行していると認められる者であって、当該营造物による危険を効果的に防止しうる者も含まれると解すべきである」とされており(1)のS地域の判断もこの考え方と軌を一にするものといえよう。

(3) 以上のように、法律上明白な費用負担義務者が、国賠法3条1項の「費用負担者」に該当することは、判例、学説ともほぼ通説とされており、今回の事故のような場合は、国及び土地改良区は、国賠法3条1項の費用負担者に該当することは免れられないものとされたのである。

すなわちS地裁及びF高裁判決は、

- ① 県が国の負担を受けて設置したクリークという「公の营造物」に、客観的に「子供が落ちるとはいあがれない可能性が大きいのに防護柵の設置等の安全措置がとられていない」という「瑕疵」が存在し、その「瑕疵」のため子供が死亡したもので、このクリークの設置・管理者である県が国賠法2条1項の責任を負うものであること。
- ② 国が「事業実施についてはすべて県に任せており、実質的な事業の共同執行とみられるような事実はない」と主張しても、国賠法3条1項による損害賠償責任その過失の有無にかかわらず、費用を、少なくとも法律上の義務により支出している者にも負わせることとしているものであり、国が「安全施設の設置については関与しておらず、過失がな」といっても、「瑕疵のあるクリーク」の設置費用を支出している以上、当然に損害賠償義務を負うことになること、

原告側の主張	被告側の主張
<u>国</u> 本件事業に要する費用の45%を負担しているので、国賠法3条1項所定の費用負担者に該当する。	<u>国</u> 国は本件事業につき、指導監督する地位なく、かつ、実質的な事業の共同執行とみられるような事実もない以上、国は国賠法3条1項所定の費用負担者に該当しない。
<u>県</u> 事業主体として本件クリークの設置者であるとともに、本件事故発生時、本件クリークを管理していたので国賠法2条1項の公の营造物の設置・管理に瑕疵があった。	<u>県</u> 本件クリークの設置者及び管理者であることは認めるが、通常有すべき安全性に欠けるところはなく国賠法2条1項の設置・管理に瑕疵はない。
<u>町及び土地改良区</u> 通水開始に伴い、事实上本件クリークの管理を開始していたので、本件クリークの管理者に該当し、国賠法2条1項の管理に瑕疵があった。	<u>町及び土地改良区</u> 通水開始の事実は認めるが、事故防止措置を講じてるので国賠法2条1項の管理に瑕疵はない。

(注) 国賠法：国家賠償法（昭和22.10.27法125号）

(2) S地裁の判決は、平成元年12月15日に出されたが、5割の過失相殺は認められたものの、国等4者は連帶して損害賠償金を支払うべきとしたものであったため、控訴審で更に争うこととなった。その争点は次のとおりである。

- ① 国及び県  
事故現場が最寄りの団地住民の生活圏なく、クリークの設置・管理に瑕疵はないので、原判決敗訴の部分を取り消せ（国賠法2条1項に該当しない。）。
  - ② 町及び土地改良区  
事故当時、本件クリークに対して法律上の管理者でなく、また、事実上の管理者でもないので、原判決を取り消せ（国賠法2条1項に該当しない。）。
  - (3) 控訴審の判決は、平成3年11月28日F高裁で言い渡されたが、C町がその主張を認められ免責となたほかは、事故現場が最寄住宅団地の生活圏の外であることが認められはしたものS地裁の判決を支持し、控訴棄却でいずれも敗訴となり、国等3者は原告に対して損害賠償金36,608千円と事故発生日から完済まで年5分の利息を加えた額を支払う責任があるとされた。
- 一審及び控訴審における判決理由は次のとおりである。

第一審	第二審
<u>国</u> 費用の45%を負担しているので国賠法3条1項の費用負担者に該当する。	<u>国</u> (左に同じ)
<u>県</u> 事業主体として、本件クリークの設置者であるとともに、事故当時本件クリークを管理していたので国賠法2条1項の公の营造物の設置・管理に瑕疵があった。	<u>県</u> (左に同じ)
<u>町及び土地改良区</u> 通水が開始されていたので、国賠法2条1項の公の营造物の管理に瑕疵があった。	<u>町</u> 管理者として予定されておらず、かつ、費用負担も土地改良法に定める分担金とは認められないで国賠法2条1項（管理者）及び3条1項（費用者負担）に該当しない。 <u>土地改良区</u> 事故当時クリークの引渡しを受けていないで国賠法2条1項（管理者）に該当しないが、同法3条1項の費用負担者に該当する。

認識が欠落していることを自認するものである。」

などの指摘がみられる。

以上のように、新設クリークの事故現場付近に防護柵等の安全施設が設置され、また、クリークの危険性について十分な広報啓蒙活動等の安全対策がされておれば、このような事故は防止できたものと考えられることから、「クリークの設置及び管理の瑕疵と事故との間には因果関係があることは明らかである」とされたのである。

この事故の教訓として、今後の事業の展開に生かすべき事項を整理すれば、概ね次のようなものになろうか。

#### (2) 安全対策について

都市化や混住化が進むなかで、S県のような悲劇の再発は可能な限り防止しなければならない。

子供たちにとって、水路やため池は遊び場所として格好であり、極めて魅力的な場所に違いなく、土地改良事業の実施に当たっては社会一般に対する危険防止の対策として、従来から安全施設についての基準が示されているところである。

土地改良事業の実施に伴う安全施設は、水路内への転落防止、危険区域内への立入り防止等のために必要な個所に設置されるもので、その規模、構造、周辺の土地利用の状況等を総合的に考慮して行われるものであるが、判断の目安や経費の面から完璧を期することは至難かも知れない。

しかしながら、かつては、特に安全対策が必要でなかったとされる地域であっても、今日の宅地化の進行という状況のなかで、安全施設等の設置による危険防止対策を講ずる必要のある個所が増加していくはずで、こうした安全施設の必要性、緊急性の高いものから順次手をつけることが不可欠と思う。

ただ、施設の管理者である土地改良区に、その責任のすべてを課すということは、土地改良区が組合員の賦課金で運営されていることから一定の限界があり、開発側や関係市町村等に費用負担を求めていくことも極めて現実的な課題ではないかと思う。

また、裁判のなかで、姉妹の両親が「この事故で一番悔やまれるのは、事前に回覧板等でクリークの構造、いつから水が入るのか、水が入った場合どんな危険があるのかという警告があれば、また、事故現場附近にクリークの危険性を警告する立札、柵等が一つでも立っておれば、このような事故が防げたのではないか」と申し立てているように、事業主体や管理主体に対し、工事現場や、施設の周辺に目配り、心配りをしながら必要な安全対策を十分に講じていくことが求められているのである。

#### (3) 管理体制について

現在、県営事業により造成された施設の管理委託や譲与は、すべての工事が完了した時点で行っている例が多いが、その手続きに比較的時間を使っている場合が多いようである。また、事業実施中の地区で部分的に完了し、供用を開始する施設の管理については、条例等により委託を行っている県、手続きを行わず実質的な管理を土地改良区等にお願いしている県等様々のようであるが、可能な限り所要の手続きを了し、あるいは条例化を進めるなどして管理予定者に管理委託し、又は譲与することを通じて、きめ細かな安全対策が可能となるよう努める必要があろう。

更に、供用が開始されていない部分についても、事業主体である県は受注者や地元関係機関と十分協議し、適切な安全対策を講ずる必要があろう。

また、団体営事業の場合にあっても、施設周辺の状況に応じて市町村や土地改良区、又は関係組織が一体となって所要の措置を講じ、安全対策に万全を期す必要があると思う。

#### (4) 保険の活用について

土地改良施設のすべて安全施設が設置できれば問題はないであろうが、それは経費の問題もあり、当面の事故防止の抜本的な解決策とはならない。このため、事故が発生した場合に備えて損害賠償責任

を明示したのである。

したがって、控訴審では、事故現場が最寄住宅団地住民の生活圏の外であったことなどの事実関係を主張し、国賠法2条1項の公の营造物の設置・管理に瑕疵がなかったこと（クリークの設置・管理に関し、通常有すべき安全性に欠けることがなかったこと）を争ったのであった。

(4) なお、F高裁判決における土地改良区の敗訴理由は、国と同様国賠法3条1項の「費用負担者」に該当するからというものであったが、受益者負担を分担する土地改良区が、①法律上（土地改良法等）負担義務を負う者であるのか、或いは②法律上負担義務を負う者と同等の負担者で実質的に危険を防止し得る者であるのか明確に判示されてはいない。

(5) また、C町に対するF高裁判決では「町の土地改良区に対する補助は、地元の振興、地元受益者の負担の軽減を図る趣旨で行っているものであり、この出費が土地改良法91条2項所定の町議会の議決を経ていることを認めるに足りる証拠はなく、国賠法3条1項所定の設置及び管理の費用を負担する者には該当しない」と判示され、免責の大きな要因となった。

## 5. 安全対策の教訓

#### (1) 事故との因果関係について

2人の姉妹の事故死は、県営は場整備事業実施地区内の年度工事完了から10日後の小学校の春休み中に発生したものであるが、当時、事故現場の新設クリークは通水が開始されていたにもかかわらず、県から地元町及び土地改良区に当該クリークの完成日時や通水の事実経緯が知らされておらず（町及び土地改良区の主張）、管理委託や譲与といった手続きも未着手であった。このことから、事故は、クリーク新設工事の受注業者が工事完了に伴い引き揚げた直後、土地改良区が樋門、水門の操作用ハンドルを県から渡されるなど、当該クリークの事実上の管理を開始する直前の、いわば事故現場に非常に近い、実質的な安全管理、危険防止措置を取り得る立場の者が希薄な状況の中で発生したものといえよう（この間の管理責任は県にあり、このことをもって免責となるはずもないが）。

また、クリークの設置及び管理の瑕疵の具体的な内容についてS地裁及びF高裁の判決理由をみると、

- ① 「事故当時、通水を開始していたにも拘らず、クリーク沿いの道路とクリークの法面との間に、人の立入りを防止する防護柵等が設置されていなかった。」
  - ② 「事故現場は、最寄団地住民の生活圏とまでは言えないとしても、子供らが遊び場として立ち入ることが予想できた。」
  - ③ 「次年度春工事の支障となるにしても、通水されていなかったクリークに新たに通水が開始される以上は、事情が大きく異なることになるから、少なくとも臨時設備としての防護柵等の安全設備が設置される必要があった。」
  - ④ 「非農家を含む近隣住民に対し、クリークの構造や通水時期を明確にして、水難事故を防止するという観点から地元説明がなされていなかった。」
  - ⑤ 「事故現場附近に通ずる農道上に工事業者によりバリケードが設置されたが、このバリケードは近隣住民の通行を遮断する形で設置されていなかった。」
- などと指摘されており、更に原告側の準備書面には、
- ⑥ 「小件小段（幅員80センチメートル）は、小さい子供にとって近づくと危険であることが、一見して判明するような場所でなく、現場に近づくことを前もって保護者や教師から注意されたり、現場に危険を示す立札等がない限り、かえって魅惑的であり、危険を認識することが不可能な場所である。」
  - ⑦ 「昭和59年中における水難事故発生概況」（S県警本部）によると、幼児、小学生の水難事故35件のうち、31件が自宅から500メートル以内で発生しており、事故現場が生活圏外であるとする主張は

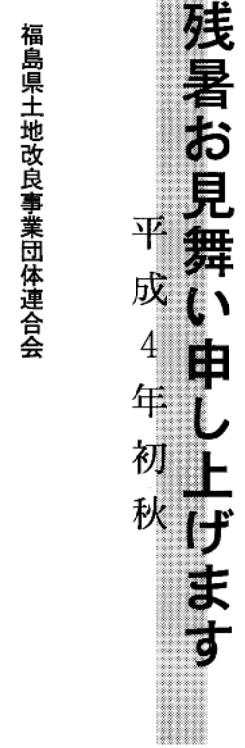
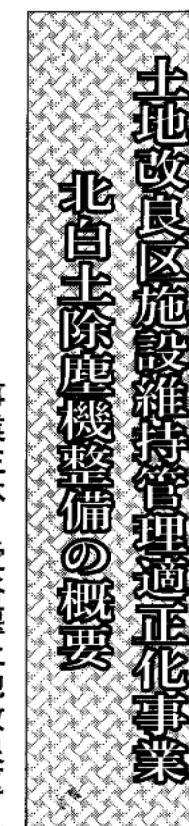
県営かんがい排水事業夏井川地区は、昭和三十三年度から昭和四十四年度まで十一年の歳月と五八三、一九四千円の工事費によって延長五七、四二メートルを完成したものである。

今回土地改良施設維持管理適正化事業として実施したのは常盤線平駅より東方五キロメートル地点夏井川の右岸に位置する、北白土除塵機で設置後二十数年を経過したため塗装はげ減速機チェーンは伸び各部品の消耗も激しく混住化の加速するこの地区での正常な稼働が要望されたが土地改良区単独の財源には限度があり補助対象事業を検討した結果、平成三年度土地改良施設維持管理適正化事業（補助率六〇パーセント）として施行したものである。

工事内容は機械設備のためほとんどが工場において施工したものである。今後の適切な維持管理が期待される。

工事内容（北白土除塵機）		
工種	数量	事業量
材料費	1.0式	221,172円
機械単体費	1.0"	900,025
直接労務費	1.0"	934,344
塗装費	1.0"	435,400
製作直接受費	1.0"	2,490,941
工場間接費	1.0"	1,494,950
一般管理費		554,038
製作価格		4,539,000
据付工事価格	1.0"	1,592,000
工事価格		6,131,000
実施設計費		239,990
工事雑費		145,080
事業費		6,700,000

事業主体 愛谷堰土地改良区



会長 佐伊佐  
外員事務局一同  
専務理事 藤東藤  
顧問 芳正静  
会長 久義雄

福島県土地改良団体職員連絡協議会

「むつみ」三六号中寄稿者の阿武隈上流土地改良区小谷田厚子さんの氏名を事務局の不注意から小田部厚子さんと間違って掲載いたしましたことを謹んでお詫びし訂正いたします。

### 「お詫びと訂正」

保険による対応が考えられ、現に損害賠償金額が多額になることから、損害賠償責任保険に加入する土地改良区が増えている。

これは、水路、ため池、農道等において発生する保険事故に対し、1キロメートル当たり60円～500円程度の保険料を支払うことにより、1名につき最高3,000万円程度の保険金が支払われるもので、関係土地改良区が県土連を単位として民間の保険会社と保険契約を結ぶものである。

① 土地改良区がこのような保険に加入することにより、万が一保険事故が発生しても争訟関係を避けたり、早期に和解ができる可能性が大きいので、加入について積極的な検討が必要と思われる。

② また、保険の加入時期については、毎年度の供用部分について加入しているところや、工事完了公告後正式に管理受託してから加入するところなどまちまちのようである。今回の事故は、周辺のクリーク等について保険に加入していたが、事故現場となった新設クリークは工事完了し、供用開始直後であったこと、S県土連への加入申込みが毎年8月頃に一括して行われることとなっていたにより、無保険であったことを考えると保険加入のタイミングも大きな問題となろう。

③ 更に、土地改良区が保険に加入していたとしても、今回のように国、県及び土地改良区が連帯して損害賠償金を支払うこととなった場合には、問題が複雑である。つまり、保険金は当該保険に加入していた土地改良区が分担する額にとどまるのか、それとも国や県の分担とする額も含まれるのか。また、土地改良区の分担分のみとすれば、国、県、及び土地改良区のそれぞれの負担割合をどうするのかという問題である。

ある県土連のように、国営事業の場合にも適用されるよう保険料を増額しないまま、保険契約の特約で「管理者たる当該加入土地改良区等ならびに所有者たる国、県、市町村を被保険者とする」旨盛り込んだ実例もあるので、保険契約の締結に当たって、費用負担者としての国等の負担額も含むような現実的な工夫が大いに望まれるところである。

### 6. おわりに

昭和59年3月の事故発生から判決が確定するまで、実に長い年月を要したが、私自身は裁判の最終段階に、しかも、現地から一番遠い場所で関わることとなった。

したがって、事実関係について誤解があったかも知れないが、

① 補助事業実施中の事故について、事業主体のみならず補助金を交付する国や受益者負担をする土地改良区までが損害賠償責任を問われることがあること、

② 長い裁判が遺族や関係機関に多大の負担を強いることなどから、土地改良の関係者に安全対策などについて従来以上に注意を払うことの重要性を訴えたいため、批判や拙文を省みず勧められまことに筆をとった。

親水や景観にも配慮した施策の展開も踏まえて関係の方々の安全対策への一層の御努力を念ずるとともに、水を制すことのいかに難しいことか、あらためて思い知った次第である。





編集手稿

九州北部を横断し日本海を北上した台風一〇号は秋田沖で温帯低気圧に変り秋田、青森両県を通過し北海道に達した、昨年の台風で大被害の青森りんごも無事恵みの雨となつたとか本当によかったと思う。これからが台風のシーズンがやって来る願わくば来ないで欲しいものである。

昨年の夏は低温続きで日照不足から福島の果実には大変な被害であった、それに引き替え今年は梅雨明けを宣言される一、二日前から猛暑が続き一時中休みがあつたが好天候に恵まれ農作物の成育も順調とか豊作を願いたいものである。

例年のことながら永年勤続職員三十五名の会員に寄稿をお願いしたがわずかの四名のみの寄稿で寂しい限りである。事務局が一方的な編集ではと落胆する……

しかし今は土地顧問佐藤静雄氏の選挙応援のためやむを得なかつたのかと自己満足するしかない。幸に会員各位のご協力により見事栄冠を勝ち得たことに対し心から謝意を贈り参議院議員佐藤静雄氏の一層のご活躍をお願いするものである。

本年六月農林水産省が新政策の推進と土地改良区について発表されたがその中から土地改良区の現状と果たしてきた役割を除き掲載しました。高裁判決では事業費の費用負担者である国・県・土地改良区は連帶して損害賠償する責任があるとされたものであり、事業主体である県は受注者や地元関係者と十分協議し適切な安全対策を講ずる必要があり団体営事業の場合においても同様であることを指摘し損害賠償費用調達のためにも損害賠償保険の積極的加入を進めている。

立秋を過ぎとは云ふこの暑さは当分続きそうである。月おくれのお盆ももうすぐである。夏休みを活用して心身共ゆっくり静養して、これから多忙な時期を乗り越えて欲しいものである。